

改正

平成20年3月22日条例第28号

平成22年3月20日条例第5号

令和元年6月29日条例第11号

木更津市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、木更津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者 6人以内

(2) 市議会の議員 3人以内

(3) 関係行政機関の職員 2人以内

(4) 住民の代表 2人以内

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を

代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第2項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課においてこれを処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中都市計画審議会の項を削る。

附 則（平成20年3月22日条例第28号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月20日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月29日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に任期の満了により新たに任命する委員から適用する。